保護者各位

寒川町長 木 村 俊 雄 (公印省略)

緊急事態宣言後新型コロナウイルス感染症の感染防止対策への協力について(依頼)

日頃より、保育行政に対して多大なご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和3年9月30日(木)に緊急事態宣言が解除されました。最近、新規感染者は減少に転じ、医療の負荷も改善傾向にありますが、感染がリバウンドし、再び医療ひつ迫を招くことがないように、保護者の皆様には引き続き感染予防対策に御協力いただくようお願いいたします。

また令和3年9月14日付通知でお願している内容と重複いたしますが、保育所等において、感染者を出さないために、次の2点について、引き続きご協力くださるようお願いいたします。

- ① <u>各ご家庭おいて、お子様に発熱や咳などの症状が見られた場合は、登園をせずに</u> <u>医療機関を受診してください。</u>
 - <u>また同居のご家族の体調が優れない場合なども、園児の登園はお控え頂くようお</u> 願いいたします。
- ② <u>園児、同居のご家族が PCR 検査、抗原検査などを受けることになった場合は、速</u> やかに保育所等にご連絡をお願いいたします。

なお町からの登園自粛要請は9月末をもって解除となり、 $0 \sim 2$ 歳児の保育料の 日割計算での算定も9月末までとなります。

一日も早く新型コロナウイルス感染症のまん延が収束に向かいますよう、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先:寒川町役場 学び育成部 子育て支援課 保育担当 内線 151~154